

第十九回国 参議院水産委員会 會議録 第二十六号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)午後二時十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 青山 正一君
森 八三三君
木下 源吾君
菊田 七平君

衆議院議員 水産委員長 田口長治郎君
鈴木 善幸君

政府委員 北海通關 谷口 明三君
海上保安庁次長 島居辰次郎君

事務局側 常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 達磨君

説明員 公正取引委員 坂根 哲夫君
会経済部長 立川 宗保君
水産庁次長 小池 彌六君
水産庁生産 部長 彌六君

本日の会議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
(北海道暴風雨被害に関する件)
○輸出水産物の振興に関する法律案
(衆議院提出)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

先ず最初に北海道暴風雨被害に関する件を議題といたします。本件に關する件を議題といたしまして、関係官庁から成るべく詳しい速報を頂くことに考へていたのでございますが、当時は何よりもやはり捜査、救援が大事だといふことで、そのほうに全力を傾注されて頂きたいというような強い希望もありまして、実は今日まで遅れたのでございまして、或る程度の被害の状況がわかつて参りましたので、今日海上保安庁並びに水産庁のほうに、これからこれが被害の全貌に關しまして一応の説明をお願いしたいと思ひます。

先ず海上保安庁からお願ひいたします。

○政府委員(島居辰次郎君) 九日夕刻から北海道を通過いたしました低気圧による遭難船の状況及びこれに如何に救助に当りましたかというこの実績その他につきまして順を追つて御説明申上げたいと思ひます。

九日夕刻低気圧が日本海の北部を東進中だといふ気象通報によりまして、私のほうの海上保安庁の第一管区本部、これは北海道にありまして、本部は小樽にあるのでありますが、北海道方面の海上保安部の各部署及び巡視船に對しまして非常配備を指令したわけでありまして、これに基きまして行動中の巡視船は哨戒を強化し、又基地に在

泊しております巡視船は燃料、食糧、飲料水、それに医薬品その他必要な物資を搭載いたしました乗組員の上陸を禁じて出動に備へたのであります。

その翌日の十日早朝、根室の漁業無線から第一幸漁丸という船が花咲の南南東約百三十マイルで遭難中という通報を受けましたので、釧路の海上保安部は、数日前よりこの花咲の南南東約百九十マイル附近で機関故障で漂流中だといふ推定のありました第五旭丸といふものの捜索に巡視船の「だいおう」が出ておつたのであります。そのさつきの通報を受けましたので急遽これを反転させまして、百三十マイルのほうに轉したものであります。同時に基地に待機しておりました巡視船二隻を現場に急行せしめたのであります。次いで次第に遭難情報がだんだん明らかになつて来ますと、この方面、東南方面で、さき、まず漁船に相当大きな被害が発生しているというふうな情報が入つて来たのであります。そこで全道の大規模巡視船の主力をこの方面に集中いたします方針を立てまして、稚内、小樽、函館から大型巡視船五隻を釧路方面に急派いたしました。これによりまして北海道周辺の巡視船は統一同方面に集結を開始したのであります。

当時同方面は、低気圧の余波はまだ収まりませんで、風速は海上三十五米を超え、うねりは九に達したような非常に困難な状況であつたのであります。だんだん時間が経過するに従ひまして遭難船の数はますます増え来てるといふ情報が入つて参りました。併しその場所は釧路からいづれも南東方約百マイルから二百マイルの遠洋で、而も非常に広大な範囲に分散しているといふことがだんだんにわかつて来たので、私のほうの中央におきましては、これは北海道だけの巡視船ではとても追つていかないといふことで、第二管区、これは東北地方であります、塩釜から巡視船を三隻、又第三管区、これは本州に横浜にございまして、ここから巡視船を一隻第一管区にそれ、派遣しまして、合計十五隻の巡視船を同方面に向はせたのであります。そうしましてこの十五隻を第一捜索船隊、第二捜索船隊、第三捜索船隊の三つに分けまして、第一捜索船隊は巡視船「だいおう」これは七百トンをあります、これを中心にして合計六隻で、これに當らせ、第二捜索船隊は七百トンの「むろと」を主力にしてあと四隻合計五隻でこれに當らせ、この一、二の捜索船隊は北緯四十度三十分から北緯四十二度三十分、東経百四十六度から百四十九度まで開かれた海面並びに北緯四十二度三十分から北緯四十度三十分、東経百四十六度から百四十七度まで開かれた海面、こういうものに當らせただけであります。これは主としてさき、まず漁業の行われておる地方であります。そのほかの第三捜索船隊は巡視船の「ふじ」これは二百七十トンであります、そのほか三隻合計四隻であります、これは知床半島を中心として網走より根室に至る沿岸のほうの捜索に當らせただけであります。

次に救助の活動の状況を申し上げます。非常に風速もありまして、うねりも九という非常に大きな波であります、レーダーを活用しまして、この非常な暴風雨の中を十一日の十一時三十分巡視船「だいおう」は先ほど申し上げました花咲の南南東約百三十マイル附近におきまして浸水してまさに沈没に瀕しておりました第一幸漁丸、十三トンで七名乗組員が乗つておりました、これを無事に救助したのであります。又「だいおう」これは先ほど申し上げました主力の七百トンであります、これは十二日の夜中の午前一時に花咲の南南東約百四十マイルにおきまして漂流中の第三幸保丸、これは約二十トンで十名乗つておりましたが、これを救助し、又巡視船の「てんりゅう」は夜中の午前一時に花咲の南南東約百五十マイルに漂流中の第一太平丸、これは十七トンで九名乗つておりました、これを救助し、又巡視船の「あぶくま」は同日の夜明方午前五時頃遭難中の朝海丸、二十五トンで十一名乗つておりましたが、これと、第二とともう丸、これは二十トンで八名乗つておりましたが、それ、荒天下に決死の作業でそれ、救助したのであります。このほかこういう実例をだんだん挙げて見ますと数限りありませんが、巡視船は漂流中の遭難船に応急修理可能なものはこれに応急修理を施しまして、飲料水その他必要な物資が不足した漁

船にはこれを与えまして、又漂流中のものでも差当つて危険が認められないようなものは状況確認の上すぐあとから来るからということをして、更に他方面の緊急の救助を要するもののはうに向う等、臨機応変に活動しておつたのであります。又一方米極東軍には十一日の夜中に花咲の沖の遭難船に対しては航空機による捜索方を依頼したのであります。こういうふうないたしました第一、第二次の捜索海面はやつたのであります。それは第一次は事件発生から十四日の朝六時までであります。

第二次は十四日のそれから十七日の朝七時までであります。捜索海面はお手許に資料が行つていくかと思ひますが、だん／＼東のはうに移つたのであります。第二次の捜索海面はお手許の地図にご覧いただけますが、これはその意味は昨年さけ、まず漁業が非常にここで豊漁だつたというふうなわけで、恐らくこの方面も行つていさうだろ／＼というので、第二次捜索海面を十七日まで続けたのであります。その二次においては漁船の五隻の安全を確認し、一隻は飲料水を補給したほか、漂流物を多数揚げております。

次に十七日の午前七時から十八日、昨日の十六時まで捜索海面を又東のほうに移したのであります。これはかなり遠い所は如何かと思ふのであります。併し十日以降の風力及び海流のこを計算いたしますと東経百五十二度以東に漂流しているかも知れないというふうな道庁側の要請もありました。又地元の要請もありましたので、余裕を持ちまして百五十四度まで捜索海面を拡げて参つたのであります。この間におきましては救助の実績は漂流物を

ちよつと揚げたほか余り手がかりはないのであります。この第一、第二、第三のその間まれた面積は、それ／＼第一次は一万八千二百平方マイル、第二次の場合は三万二千四百平方マイル、第三次の場合は一万六千二百平方マイルに當つておるのであります。それから昨日の午後四時から現在まで、今度は捜索海面を少し西のほうに元の現場のほうに移しまして、東西約百七十マイル、南北約九十マイル、一万五千三百平方マイルの海面を捜索及び救助に當つております。ここにおいては漂流物を揚げたほか何ら手がかりはないのであります。

その他の海域におきましては、知床方面においては巡視船四隻を以て先ほど申しましたように第三捜索船隊を編成して、十日以降遭難船の捜索を実施中でありましたが、十六日を以て大體遭難船があるという公算の海面の全捜索を打ち切りまして、一般の哨戒と情報収集に移つたのであります。この方面の救助実績は、漂流中の漁船より人員五名を救助しましたほか、死体三十三名を救助したものであります。又一方ソ連側へは、遭難情報の提供の依頼につきまして、十一日以降再三巡視船からソ連向けに連絡で、遭難船の情報があれば通知を得たい旨を放送したのであります。今日に至るまで何らその返答を承つていないのであります。又今日は米極東空軍がなもう一度捜査には出るという回答を得ておるのであります。天候の都合その他もあり、今日には出るといふことには一応なつております。

ちよつと揚げたほか余り手がかりはないのであります。この第一、第二、第三のその間まれた面積は、それ／＼第一次は一万八千二百平方マイル、第二次の場合は三万二千四百平方マイル、第三次の場合は一万六千二百平方マイルに當つておるのであります。それから昨日の午後四時から現在まで、今度は捜索海面を少し西のほうに元の現場のほうに移しまして、東西約百七十マイル、南北約九十マイル、一万五千三百平方マイルの海面を捜索及び救助に當つております。ここにおいては漂流物を揚げたほか何ら手がかりはないのであります。

のところでその確認した被害状況を申し上げますと、全部で三百七十一隻であります。これを分けますと、花咲の南東方海域において十六隻、その他の海域におきまして三百五十五隻。細かく申しますと、乗船が十三隻、機関の故障が十隻、沈没が五十八隻、破損が二百七十二隻、浸水が一隻、流失その他が十七隻となつております。なお人員につきまして、この花咲方面で沈没した八隻の人員の死亡したものが七十二名確認されております。なおこのほかに消息不明の状況を申し上げますと、今日まで消息のつかまつていない漁船は四十隻であります。トン数にしまして六百十四トン、人命にしまして三百十四名であります。これは花咲の方面及びその他の海域で分れるのであります。合計いたしますとこのような状況であります。

これにつきましてなお海上保安庁といたしまして総合して結果を申し上げますと、右のうちで援助を与えて無事に帰港させましたものが六十一隻、曳航して救助をしたものが五隻、曳航船その他の人命を救助したものが五隻、沈没船の他の人命を救助したものが五十四名、死体を収容いたしましたものが三隻。遭難船の漂流物としては地獄とか漁網、ビン玉、ボンデン、ドラム罐その他のものを種々収容いたしました。これはどの船のものであるかというところは今なお調査中でございます。今日までの最初からの状況を時間を追つて御説明申し上げます。又今日における状況を申し上げます。以上であります。

○委員長(森崎隆君) 只今一応の捜査の経過報告がありました。それに關連しまして、質疑がありますか。

ちよつとお諮りいたしますが、水産庁の報告を先に申し上げますか、あとに申し上げますか。

○千田正君 ちよつと出かけますか。

今の行方不明になつた四十隻ですが、こういうものの中にはソ連側に或いは漂流しているのじやないかという観測も行われるでしょうが、先ほどの御説明によるとソ連側に対しては今の御説明に對しての協力方を連絡してあるようでありまして、その点については何らの向うからは答えがないのであります。

○政府委員(島居辰次郎君) さうであります。

○委員長(森崎隆君) ようしうございまして。それでは水産庁からこれまでの報告を頂きます。

○説明員(立川宗保君) 私どものほうに各道府県から時々被害の状況が報告をされておるのであります。それが昨日までのところでの大體のところを申し上げますと、関係は北海道、宮城県、岩手県、二県から報告が集まつております。漁船については、被害の隻数三百九十八隻、多少海上保安庁の数字と食い違ひがありますが、これは或いは県のほうでいろいろ事情があるのかも知れません。金額にいたしまして七億円、それから漁具が同じく三つの道府県で八億九千万円、圧倒的な大部分が北海道でございます。そのほかに養殖施設としてかきの筏が若干、それから共同施設が幾らか、漁港の被害が岩手県でこれはそれぞれ軽微ではあると思ひますが、十二カ所ほど出ております。合計して十七億ほどの被害の数

字が参つております。これに對していろいろ対処する処置を講じて参つたわけであります。先ず、ともあれ一番最初に手を着けられるものは漁船保険の關係でありますので、今日の十三日に關係の地方に對しまして成規の精算手続を待たずに災害のあつたものについては概算で支払うからその手続をとられるようにという電報を打つておきました。十五日に保険課の主任者を北海道に派遣いたしました。一番被害の甚大だと思ひます根室に月曜日に到着をしております。そこで各保険組合と協力をいたしまして、すぐ指導を請うる必要の保険書類を航空便でこちらへ送るよういたしました。こちらに到着いたしましたならば、五日乃至一週間の間には必ず現金が現地に届く措置を講ずるような工合にいたしております。それから先週のうち、十四日、十五日頃に北海道の漁連の会長やそれから北海道の水産部長等とも東京でいろいろ當座の処置についてお話をいたしました。幸いにも、北海道が非常に北海道漁連が強力なところでありまして、當座必要な資金を現地に供給するという処置については十分自信があるというお話でありました。なお北海道の漁業信用基金協会、これは全国第一の強力な協会でありまして、現在すでに出資を九億二千ほど持つております。昨年度の保証実績も十六億ほどあるのであります。その保証協会のメンバーが必要とする資金につきましては、裏打をして貸出をするというふうな準備を講じていることとあります。更に北海

にも、特にそういふものについては、組合、現地の準協が中心になつて十分奮速に復旧を図るようになる。而も船室の漁業協同組合はこれ又非常に活潑な組合でありまして、是非現地もよく働いてやるようにしようじやないか。當座の資金は十分供給し得る見通しがある。こういう力強い話でありましたので、安心をいたしておる次第であります。その後現地から非常に困つたという話はまだ信漁連のほうからは參つておりませんから、活潑に進行してやるものと考えております。

さて、次にお話の法律の問題であります。これは何を申せ非常に会期も極く間近でありますので、これもまあ政府の内部でも実はまあ話が根本的な結論に達しておるわけではないのでございまして、まあいろいろ相談の最中でありまして、政府の立法と言いますと、従来の例を見ますと、非常にやつぱり時間が長引くというようなこととありますので、これは私個人の一つの観測であります。国会の方面の御努力というほうがスピードが早くないかかたというふうなことも考えております。なお政府内部においても極力努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○政府委員（谷口明三君） 答えたいなします。これに対する救済の具体策につきましては、先ほど申しました通り長官の歸京を待ちまして具體的な策を立てるつもりでございしますが、私にいたしましては、現在救済の面から申しますと、或いは間接的な救済ではないかと思うのであります。が、問題は漁民の救済にあると考えますので、

今後漁港の修築その他漁村近辺における道路、河川等の修築、いわゆる公共事業の実施に当りまして被害を多くこうむりました漁民等にそういうような資金等が流れるような考えをしななければならぬというのを考えておられます。なお、若しできまざるならば或いは追加予算とかというものを考えておられるのではないかと考えておられるのであります。主として私どももいたしましては公共事業の執行に当つてこの問題を真剣に考えるということに尽きると思ひます。

○青山正一君 漁政部長にお伺ひしたいのですが、先ほどの漁港の損害についての数字をきつとどう一度御覧願ひたいと思ひます。

○説明員(立川宗保君) 只今報告が参つておりますのは岩手県のみでありまして、岩手県から十二件、金額にいたしまして四百六十三万円、以上であります。

○青山正一君 それだけです。

○説明員(立川宗保君) 只今のところそれだけであります。

○青山正一君 北海道の状況は全然わかりませんか。

○説明員(立川宗保君) まだ参つておりません。

○政府委員(谷口明三君) 私のほうに参つておりますのは、六カ所、千六百万円というものが現在来ております。併しながら、もう少しあると思ひます。

○森八三三君 今開発庁のほうからのお話の、公共事業費を既定予算の中で重点的にやりくりをして五月十日の暴風によつて被害をこうむつた漁民の諸

君の当面の救済ということを考えていることではあります。すでに予算が成立して数カ月と言ふが、二カ月たつては、公共事業費の使い方の計画が立てられていないと思ひます。その計画を變更してこの災害対策というところにすり替へて既定予算が使えるというふうにして了解してよろしうございませうか。

○政府委員(谷口明三君) 私が只今申しましたのは、漁港の修築にいたしましては全道沿岸にたくさん、数カ所或いは数十カ所の漁港の修築を二十九年度においてもやつておられます。さういふ人夫を、地元の人夫をたくさん使つておられます。さういふ際に、資金が流れるようにしたい。又道路、河川等の修築に当りまして、勿論被害地の遠距離にあるものは仕方ありませんが、可能ならばさういふ漁民の努力によつて漁民に資金が流れるように配慮したいというのであります。決定いたしました予算を勿論變更することはできません。金の使い方を注意してやろうということになります。

○森八三三君 ただそのお話を聞いてみると非常に体面がいいと思ひます。が、実際問題としてすでに予算が成立して百日後ばかりになるのですから、それ、公共事業の施行場所というものは開発庁でもおきまりになつていふと思ひます。さういふ漁民を救済すると言つてもそれ、生活の本拠を持つていふのですから、あつちこつち動かしてやるわけにも行かないということでおのずから制約があると思ひます。だからさういふようなことを考

えてはいかんとさういふのじやありませんし、努めてさういふことを考えることはいかぬが、さういふことで今度の災害が救済できるのだという考え方は、これは私はおかしいと思ひます。若しさういふことをやれるということなら、我々が審議した予算というものは、たまたまなんぞ、こんなことを予想したのじやないから……。さういふことは誠にさういふ感じが与へることを何かやれるような感じが与へることを、恐らく今後長官の降京と一緒に根本的な対策を考えられると思ひます。が、今度の災害というものは予測せざる災害ですから、その復旧については既定の予算にとらわれることなしに考へて頂くということを基本にして頂きたいという希望を持つのであります。

そこで個人的な見解として追加予算を組まなければならぬという表現があつたのですが、我々が昭和二十九年年度の予算を審議するときは、いゝゆるデフレ予算といふか、均衡予算といふか、さういふような観点からして、すでに予算審議の當時においてはこの予算では不足であつて補正追加をしなければならぬといふ必然があつたにもかかわらず、政府はさういふ用途については既定予算のやりくりで始末をして、昭和二十九年年度に關する限り絶対に補正追加をいたしませんといふことをきつぱり言ひ切つておられるのであります。今の御発言は何か大蔵省との間に本當にこれは予測せざる突発的なことから追加補正をやらなければならぬといふような話があ

るのかないのか。単純な開発庁の私見であるといふことか、その辺はどうですか。

○政府委員(谷口明三君) 二つのことをお答えいたします。

まず、すでに予算が決定しているものでさう簡単に動かせるものではないというお話、尤もであります。ただ先般の冷害対策におきまして、御承知の通り追加予算を頂きました。けれども、それ以外に私どももいたしましては各種の公共事業の執行に當りまして、多く冷害を受けた農民の努力をさういふにさういふことで相当な効果を挙げた実績があります。ただ今回はそれが漁船でありますので、冷害対策におけることと多くの資金等は入り得ないと思ひますが、併しながら先ほど申しました通り現に漁港の修築をやつておられますので、人の使ひ方につきましては私は或る程度のことではあるのではないかと考へます。もとよりこれのみを以て今回の被害の救済になることは毛頭思つておりませんが、私ども公共事業を執行する者といつたしましては、さういふ方面によつても一つ救済しなければならぬと思ひます。

次に追加予算の問題であります。これは結論を申し上げますならば私どもの事務当局だけの考えであります。ただ先般この問題につきまして大蔵省の事務当局に話しました。なかなか追加予算といふことはむづかしいが、併しながらまだ損害の実態というものがわかつておらんから、もう一遍そのときに一つ相談しようといふことで、これは事務当局だけの意見でありまして、もとより政府の方針にはなつ

ていないと思ひます。

○秋山俊一郎君 水産庁のほうにお伺ひいたしますが、今回の漁船損害は数に於いても非常に多いのであります。が、先ほどのお話によりますと、漁船保険に加入しているものも相当あるようなお話でございましたが、大体どれくらい入つておられるかと、大体どれくらい入つておられるかと、数字は大體おわかりになりますか。

○説明員(立川宗保君) 現地の報告を頻りに求めておりますが、まだ確実な数字をキヤツチしてありません。が今の漁船保険の加入の状況、それから若干入つております資料から推定をいたしますと、少なければ三〇%、多ければ五〇%程度は保険に入つておられるという工合に推定をいたしております。

○秋山俊一郎君 勿論、この損害については全損或いは部分損といふものがございまして、一組合でこれだけの損害がございまして、漁船保険組合の経理は非常に困難になつて来ると思ひますが、さういふたような面について実は私もこの点心配してさういふ聞き合して参りますが、中央会方面には何も状況報告はございせん。従つて保険に加入してないかつたのじやないかといふふうにお話参つておりましたけれども、お話を参りますと三〇%乃至五〇%といふと、組合の負担も今日さういふとまあ細々と充足したばかりの組合が、これだけの損害になるとなると、容易でないと思ひますが、これらに對して水産庁としては、さういふ場合の対策は何かございせんか。

○説明員(立川宗保君) お話のように

非常に集中的に参りますと、保険組合は一概当然自分で負担しなければならぬので、組合として非常な苦しい事態が生ずるということになろうと思ひますが、まだそれ／＼その保険組合別にどのくらいの自己負担が出るかというようなことの数字がはつきり捉えられておりませんので、なおもう少し推移を見まして、これはもう一つ／＼の組合別の問題でありますので、特に主として根拠漁船保険組合の問題であらうと思ひますので、その数字が出ましたあとで、その必要に応じた措置を考えて見たい、こういう場合には考へておるのであります。ただ概論といひまして、根拠組合といひるのは非常に規模も大きい組合でありますし、従来の藩根もかなりある組合でありますから、かなり強力な波でも或る程度堪え得る組合ではないかというようにも想像しております。

○秋山俊一郎君 實際に即してということでありまして、それ以上お伺ひいたしません、今回のこの遺難状況を見ますと、沈没船も五十八隻或いは行方不明と思われるものは四十隻或いは四十一隻と出ておりますが、百隻に近いものが消えてなくなつておる、そうしますとこれは漁業としては非常に大きな損害と見なければならぬ。従つて私の想像するところでありまして、船型が非常に小さい、従つてこれを経営する人たちはみづから船に乗つていたんじゃないかと、そういう者が相当あるんじゃないかと思ひますが、若しそうだとするならば、この復旧は殆んどできないのじやないか、経営主体が潰れてしまつた

ので、融資をする途も絶えてしまふが、そうするとそれらのあとに残つた家族たちの救助ということになつて来るだらうと思ふのです。そういう方々面は水産庁直接の問題ではないかも知れませんが、どういう方法で以てそれを救済して行くか、本音が残つておればそれらの人に金を補助するなり融資するなりしてその再建を図ることができるとは、そうでもないものが相当あるんじゃないか。私のこれは想像でありますけれども、この小さい漁船から見ると恐らく船主船長といつたようなものでこの仕事で運営されておつたんじゃないかと思ひますが、その点について何かお考えがございまして伺ひたいと思ひます。

○説明員(立川宗保君) これはほかの従来の災害の例であります、今お話のような船主兼船長兼漁獲長といううな恰好で乗組んでおる、或いは家族の男が全部乗組んでおる、それが災害を食つたというやうな例の場合に、所によりまして漁業協同組合が必要資金を借受けまして、その漁業の許可を授けたりして協同組合の自営でやる、そしてその収益で一家族を援助して行くというやうな例もあるやうであります。それも一つのやり方かと思ひますが、今のお話の問題は非常に重要な点であると思ひますので、北海道の現地の人々ともよく相談をして、そういう場合の措置を何とかうまく考へて行くやうに努力をして参りたい、こういう工合に考へております。

○香山正一君 最後に希望だけ申し上げておきますが、先般の十勝沖に地震があつた場合それから例のオホーツク海の暴風浪の際におきまして特別措置法というものが出ましたわけですが、それから問題とは別であります、例の李承晩ラインの問題につきまして、特定海域における損害の特別措置法といううなものが出たわけなんです、そういう法律をこの場合一つ十分に政府提案として至急出して頂いて、そして何らかの方法を講じて頂きたい、できるならば本国会に間に合うやうに一つ出して頂きたい、どうしても間に合はない場合におきましては、丁度李承晩ラインのあの問題のように、一つ政府のほうでできるだけ積極策で進んで頂いて、次期国会にこの問題をばつきり裏付けして頂くという途を一つ講じて頂く、それからどうしてもこれが農林省の内部においてまとまらない場合におきましては、例えばオホーツク海の暴風浪、十勝沖のあの法律、あれを日にちを変えてでもよろしくございまして、何かそういうふうな途を講ずることができるとかどうか、その点を一つ十分御研究して頂いて御提案願ひたい、こういうふうな考へております。

○香山正一君 衆議院のほうからまだ提案者が見えなつていないのですけれども、全貌は専門員にお聞きなされば大体のことはおわかりだらうと思ひますが、この際来るまでブランクにしておくよりもそういう連中に聞いたほうがよからうと思ひますから特に御列席願うやうに一つお願いいたしたいと思ひます。

○香山正一君 間もなく衆議院の田口水産委員長、鈴木委員が見えられますが、その間若しこの問題につきまして水産庁及び公正取引委員会の坂根さんに御質疑がありましては御質疑願ひます。

○香山正一君 水産庁にお尋ねいたしますが、大体これは水産庁にお尋ねしていいのかわかりませんが、この法律は出たのですが、大分前から問題

律の第三条に政令で定めるといふことがあるのです。この政令で定めるといふのは、政令で定める範囲はどういうふうな考へておるか、この点をお伺ひしたいのですが、提案者でないから答えられないと言へばそれまでですが、いずれこの政令は役所で作るはずなんです、どういふやうにこの範囲を考へておられますか。

○説明員(小池彌六君) 只今生産部長が参りますが、今の政令の点でございしますが、まだ私も十分検討いたしておりませんので、これからよく検討してきめて参りたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 私どもはこの法案を審議するに當つてそれが非常に重大な問題である。範囲もわからずにこの法律は抜いていく、それでいわゆる輸出水産物というのはい何であるかというところがはつきりしないことにはこれはどうしようがないと思ひます。これはいつ頃そういう範囲がわかりますか。

○説明員(小池彌六君) なか／＼時期の問題でむずかしいのでございしますが、実は私個人の考へ方でございしますが、衆議院でいろいろ御審議になつておる過程におきまして、例えばまぐろの冷凍とか缶詰とか、さんま、いわしの缶詰その他二、三の品目が挙げられておつたやうな段階もあつたのでございしますが、従いまして我がが考へる場合に、そういうものをよく考へてなおその後の検討に持ちましてきめることにならうと思ひます。それじや今すぐどうかという事になりませんが、ちよつとはつきり時期は申し上げられないのではないかと思ひます。

○秋山俊一郎君 この法律案は今度出たのは出たのですが、大分前から問題

になつていろいろ研究された問題でございまして、できれば今国会に上げなければならぬのだと私も考へておる。ところがこの輸出水産物は何かあるかという前提がわからなければこれはうかつに上げられないということになる。それで勿論政府提案でないから水産庁においてはまだわからないと言へばそれまでで、それも尤もだと思ふのですけれども、もうかなり前からいろいろこういう問題については議論されておつたから水産庁は無関心でおつたわけはないと思うのですが、今日なおおきつぱりわからないで、水産課長の御意見を承つたところでしようがない。もう少し責任ある人が何らかの意思表示をしたらとんとんと扱ひにくいことになつてしまいます。

○理事(千田正君) 皆様にお諮りします。提案者でありますところの衆議院側の田口委員長及び鈴木委員が見えらるまで休憩することにして差支えございませんか。

○理事(千田正君) それでは休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後三時四十二分開会
○理事(千田正君) それでは休憩前に引続きまして、委員会を再開いたします。

○秋山俊一郎君 先ほど水産庁当局に對して質問をしたのですが、どうも要領を得ませんので、提案者に対してお尋ねいたしますが、この第二条において輸出水産物というものを政令で指定すると、こういうことになつておるが、この政令で指定せられる品目はど

ういうものであるか、これはこの法律における骨子をなすものであつて、これが漠然としておつてはこの審議が進行しないと思ふ。従つて提案者としては如何なる狙ひを持つておるかということをお答え願ひたいのですが、先ず第一点、これをお尋ねいたします。

○衆議院議員(田口長治郎君) かつお、まぐろの冷凍品、缶詰、それからいわし、さんまの缶詰、それと、さけ、ますの缶詰及び魚鱈、それからビタミン・オイル、その程度を考えております。

○秋山俊一郎君 提案者としてはさうなお考えを持つておられるということとはわかつたが、この法律に何からというものはなくて、政令で指定するということになると、政令は官庁で作るものであるから、それが提案者の意圖の通りに作られるかどうかということについては私は疑問があるのですが、それを如何にして提案者は決定されるお考えですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 政令制定に當つて、公式にはありませんけれども、衆参水産委員会と打合せを願ひ、こういうことを考えておるわけでありませう。

○秋山俊一郎君 大抵昨今の法律の行方から見ますとかなり細かい点まで法律にきめて行くのが昨今の法律の立法技術のように我々には思つてゐるわけだが、この法律においてはここが非常に重要な骨になつておる。その骨の表現を隠さないでここに明文として挙げたらどんなものでしょうか。挙げて行くということは何か差支えがあるので

○衆議院議員(田口長治郎君) 一応そ

ういう考え方で列記したものを原案として研究した時代がありますが、品目の指定というものは極めて複雑でございまして、國際の需給関係とか、或いは生産状況の問題とか、時々刻々に運う点もございまして、それと時々刻々の問題を離れないでも相当慎重なる調査を必要として、調査の下に品物を決定しなさいやならん、さういふ事情もございまして、むしろこれは官庁で十分資料を集めて、そして審議会の意見を聞いて決定したほうが適當である。殊に最近御承知の中小企業安定法で各業種を法律に指定しましたところが、實際に一年間やつて見ますとどうも動きがない、こういうことと、今国会に、前国会に作つた指定業種を又削除いたしました、そして政令で定めさせる、こういうような法律案を今国会で改正したにが経験もあるまして、非常に慎重を要する調査の下に指定したほうがよいという考えで、又逆転いたしました本案の通りにいたしましたような次第であります。

○香山正一君 それに関連して……實際輸出の対象になつておる、現在輸出の対象になつておる品目、例えば先ほど田口委員長からお話の品目を並べてその他政令で定めるものと、こういうふうにしたらどうかと思ふのです、それに対する御意見はどうですか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 實は公取の關係で、余りに品目を殖やして、言い換えますという内需に相当使われるようなものでこの品目に指定されては困るということ、公取はできるだけ品目を少くする、そういう

ようなことを希望しておるわけなんです。それから水産庁の事務能力から考えますと、今予算が伴わないからたくさん指定はできない、こういうような事情もありまして、相当厳重にいたしました結算、本當にこの程度ならば公取も了解をし、そして水産庁の事務能力の点からもうなずかれると、こういうような両方の面から大体只今申しました種類を考えた次第であります。

○秋山俊一郎君 それならば、我々は何もここに種類をたくさん羅列しようというのじゃありません。今提案者から御説明があつた範圍で結構だと思ふ。我々はもうちつと頼めるかも知れない。だからして、その程度のものをここに書上げて、今香山委員の言われたようにその他のものに伸縮性を持たして政令で定める、若し今後これに加つて来るものがあるならば、そのときの実情に応じてそれを政令で定めて行けばいいのであつて、先ず骨子となるべきものの何品目かというものをここに挙げて、その他政令で定めるといふようにすればびつたり行くと考えておりますが、これは議論になつて来るのでありますけれども、私も私ではさういふふうには考へる。そこで公取のほうにおきまして或る程度ならばよろしいというのならばその範圍を入れておいたらいと思ふ。一番はつきりする。そうしないと、これがあとで伸縮されるということになると折角のこの法律がぼやけたものになつておるの、その点は私もはできるだけ小範圍にとどめてそして品目のどうして

というものはここへ明記したほうがいい。曾つての四月頃の本法案を御覧見ますと、今お話のようなものが入つていますが、そういうようなものが要綱の中にあつた。それが落ちたということは、いろいろ話もありまして、結局公取關係があつたんじゃないか。併し公取の關係は今水産委員長のお話のような程度において了承されておるならば、それだけのものは私ははつきりするために出しておいたほうが最もいいんじゃないかと思ふ。

○香山正一君 その問題に関連して。公正取引委員会から三人お見えになつておりますが、只今の秋山委員なり私の意見に對してどういふふうにお考えなすつておられるか。少くとも最小限度の品目を挙げていいんじゃないかと、こういうふうにも考へておられるんですが、如何でしょう、その点について。

○説明員(坂根哲夫君) 只今政令の定める範圍ということで問題になつておりますが、これにつきましては私も当初法案作成の段階で只今田口委員長からお話のありましたように御相談を受けた際は、なるべく国内向け商品と輸出向け商品とが明確に區別されておりました、国内消費者に対する影響が余り考へられない、且つ又問題の主要輸入国でありますアメリカのまぐろ缶詰業者に対する特殊事情があるというふうな点で、立法措置をとられることについては初めから賛成しておつたのであります、ただ今申し上げましたような点で成るべく対象の種類を限定してもらいたいという話合ひをしておりまして、その立法の形式の問題につ

きつて、その問題に関連して。公正取引委員会から三人お見えになつておりますが、只今の秋山委員なり私の意見に對してどういふふうにお考えなすつておられるか。少くとも最小限度の品目を挙げていいんじゃないかと、こういうふうにも考へておられるんですが、如何でしょう、その点について。

○説明員(坂根哲夫君) 只今政令の定める範圍ということで問題になつておりますが、これにつきましては私も当初法案作成の段階で只今田口委員長からお話のありましたように御相談を受けた際は、なるべく国内向け商品と輸出向け商品とが明確に區別されておりました、国内消費者に対する影響が余り考へられない、且つ又問題の主要輸入国でありますアメリカのまぐろ缶詰業者に対する特殊事情があるというふうな点で、立法措置をとられることについては初めから賛成しておつたのであります、ただ今申し上げましたような点で成るべく対象の種類を限定してもらいたいという話合ひをしておりまして、その立法の形式の問題につ

きつて、その問題に関連して。公正取引委員会から三人お見えになつておりますが、只今の秋山委員なり私の意見に對してどういふふうにお考えなすつておられるか。少くとも最小限度の品目を挙げていいんじゃないかと、こういうふうにも考へておられるんですが、如何でしょう、その点について。

○説明員(坂根哲夫君) 只今政令の定める範圍ということで問題になつておりますが、これにつきましては私も当初法案作成の段階で只今田口委員長からお話のありましたように御相談を受けた際は、なるべく国内向け商品と輸出向け商品とが明確に區別されておりました、国内消費者に対する影響が余り考へられない、且つ又問題の主要輸入国でありますアメリカのまぐろ缶詰業者に対する特殊事情があるというふうな点で、立法措置をとられることについては初めから賛成しておつたのであります、ただ今申し上げましたような点で成るべく対象の種類を限定してもらいたいという話合ひをしておりまして、その立法の形式の問題につ

きましては田口委員長の申されましたように衆議院当局にお任せした次第であります。

○衆議院議員(田口長治郎君) この政令で定めるもの、その政令を制定する場合に衆参両院でお案について打合せをし、そうして本法の審議会にもかけて決定したほうが、我々としてもただ第六感でこの程度だろうという程度の品目をここに列記するよりも、そのほうが実際にいいんじゃないですか。

○秋山俊一郎君 私は逆の考えを持っています。もうここに委員長も意図されるところがはつきりしているし、それとものについて恐らく異論はないと思うのです。むしろそれよりももう少し狭めたほうがいいんじゃないか、くらしい意見はありまして、そうめちやくちやに挑げるといふ意見は差当りないのじゃないか。若しそれがあるとするならば、そういう場合にこそ審議会で審議したほうがいい。本来どうしてもこれだけのものは挙げるべきだといふものは挙げておいたほうがいい。すつきりする。そうしないといふ法律は通つたけれども品目が何だかわからないので、これから審議会で決定するということになると、この法律というものはいつになつて効効するかわからない。従つて今後政令で定める必要のできて来たものはその都度審議会でやるほうが私は最も適当である。かように考えますが、これは提案者としてはかような原案を出しておられますから、これに対して又我々の意見と違つた意見を出されることも私は当り前だと思ふ。まあそういう考えで進んで行くので、御意見を承わつておけばそれでいいのじゃないか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 實はその思想、その考えで中小企業安定法を作つてあゝいう失敗をしたから今度失敗してはいけないという、そういうような考えが多分にあるわけなんです。

○秋山俊一郎君 これは中小企業とは違つて、現在もうちやんと出ておつて、提案者御自身もこれだけのものはどうしても挙げにやならんと思つておられるに違ひない。今そういうふうに入御発言があつた。それだけのものを入れておいて、あとのものを政令で引込めるものがあれば引込める。だけれども今それだけのものは引込める必要はない。若しその必要があるならばこの際論議して引込めておいて、最小限度のものを挙げておく。例えて言へば、かつお、まぐろとか或いはかつお、まぐろの缶詰、かつお、まぐろといふのはめかじきも入りますが、かつお、まぐろ及びその冷凍品、或いはいわし、さんまといったようなものは現実に数量的にも金銭的にも非常に大きなものであつて、これだけは誰が何と言つても当然入るべきものだ。そこでそのほかの或いは魚類、いわゆるシー・ミール或いは水産油脂であるとか、或いはその他のさけ、ますといつたようなもの、これらについてはなお論議をしてもいい。私はそういうふうな骨子のもので、少くとも提案者が意図されておるものは狂いが無いものと私は見ておる。それだけのものを挙げておいて、その他のものを若し入れる必要があるなら審議会で政令で定める、これが私は筋じやないかと思ふ。

○衆議院議員(田口長治郎君) 衆議院の委員の中には対支貿易品に水産物を是非入れるというふうな意見があるが、相当強かつたわけなんです。ところが現実は御承知の通り審議がつておりまして、これが途が開けるとそのために又法律改正をやらなきゃならん、こういうふうなこともありませんから原案の政令に譲つたほうが都合がいいのじゃないか、こういうような意見が強くなりまして、それともう一つはこの種類を入れるのだつたらこの種類を入れるというふうな考え方があつたわけなんです。そういうふうな調整もあつたんですし、政令を作るとき衆参両院の水産委員会に相談してもらつて、今で今お考えになつておられる点は結局処置できるのじゃないか、こういうふうな考えのわけなんです。

○青山正一君 委員会に相談してきめると、こういうことにおつしやつておつても、これが二年後、三年後に委員会が又内部機構が変つたり、いろ／＼事情が變つたり、又この頃言つておる農林水産委員会というように合併されたらしたあとにこういうふうなものを相談してきめるといふことは、これはなかなか不可能なことであつて、現実の委員会においてはそれは現在もう輸出しただけきめることはできるかも知れんけれどもその後の二年後、三年後のやつをきめるといふことはなか／＼容易ならんことだと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) その案が通つた際にはおきまして何かこの品目について名前を挙げて附帯条項とか何とかに何か名前を入れておきましたかどうですか。その点これは説明だけにしようとおつしやつておつても、政令を作る建前のほうでこういうものは入れないんだというふうなことで今後進んで行けば、これが全然入らない筋に進んで行く、そういうふうな恰好になつて行かうと思ひます。その点について私は非常に心配をしておるわけなんです。

○衆議院議員(田口長治郎君) その委員会の問題は、水産委員会が継続しようが、或いは農林水産委員会になろうが委員会と私言うやつは同一の意味なんです。さういふ意味で、さういふ意味で相談はできると思ふわけなんです。さういふふうな関係で情勢によつて、例えば真珠なんかにしても場合によつたら或いはこれにお追加しなきゃならんかも知れんし、そういう必要度の問題によつて決定するわけなんです。その都度法律を改正しなければならんでは非常な困る問題が実際に起るのではないのですか。

○衆議院議員(鈴木善幸君) ちよつと速記をとめて頂いて、ちよつと御懇談したいのですが……。

○理事(千田正君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(千田正君) 速記を始めて下さい。

それでは本会議が開会になつておりますので、議事運営の都合上もありまして、明日更に午後から当委員会を開会いたしまして、衆議院の皆さんの意見を願ひまして、又質疑を続行することにしたと思ひますが、お差支えございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(千田正君) それでは散会いたします。

午後四時十三分散会

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局